

# 変動金利定期預金[単利型]

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 変動金利定期預金 [ 単利型 ]
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 定 型 方 式...1 年、2 年、3 年 ・ 満期日指定方式...1 年超 3 年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができません
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 100 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利	・ 変動金利 ・ 預入後 6 か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から 6 か月毎に当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた定期預金 6 か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 * 預入金額 300 万円未満 6 か月毎の応当日の 6 か月もの自由金利型定期預金<M 型> (300 万円未満) を指標金利とします。 * 預入金額 300 万円以上、1,000 万円未満 6 か月毎の応当日の 6 か月もの自由金利型定期預金<M 型> (300 万円以上) を指標金利とします。 * 預入金額 1,000 万円以上 6 か月毎の応当日の 6 か月もの自由金利型定期預金 (1,000 万円以上) を指標金利とします。
(2) 利 払 方 法	・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します。
(3) 計 算 方 法	・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。

税金	<p>個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人は総合課税となります。</li> </ul>
手数料	_____
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・ 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として満期日前に解約することはできません。</li> <li>・ 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。</li> <li>・ なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</li> </ul>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120-370-744）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。</li> </ul> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>